

記者発表 令和4年9月29日(木) 16時～	
場所 庁議室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
ボートレース事業部経営管理課 (電話059-224-5105)	経営管理課長 永 田 和 幸
ボートレース事業部事業推進課 (電話059-224-5106)	事業推進課長 片 岡 伸 介

津市ボートレース事業部職員による収賄事件の  
内部検証結果について

このことについて、その内容は別添資料のとおりです。

津市ボートレース事業部職員による収賄事件の内部検証結果について

1 はじめに

令和4年9月7日、本市のボートレース事業部職員が収賄の容疑で逮捕されたことを受け、直ちに、ボートレース事業部による内部調査及び内部統制室による関係職員からの聞き取りにより、当該逮捕の起因となったボートレース事業部の電波広告放送業務について内部検証を進め、現時点において判明した結果について、その内容を取りまとめた。

なお、当該事件の詳細については、被告からの聞き取りができない現状において、今後の公判により明らかにされることとなる。

2 事件の概要

三重県警察の発表内容から、当該事件の事実関係は次のとおりであると認識している。

(1) 被疑者

畑 充彦（46歳）

津市ボートレース事業部事業推進課企画広報担当副主幹（当時）

酒井 輝（35歳）

三重テレビ放送東京支社営業部

※公務員ではないが、犯行に加担した「身分なき共犯」に当たる。

(2) 事件の概要

畑と酒井は共謀の上、津市が発注する電波広告放送業務委託に関し、広告会社が随意契約により受注できるようにするなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨のもと供与されるものであることを知りながら、平成31年1月11日、津市内において、酒井が広告会社の役員から現金18万円を受け取り、畑は、自己の職務に関して賄賂を収受し、酒井は、畑の職務に関して賄賂を収受したもの。

なお、贈賄側（広告会社）は時効（3年）が成立している。

(3) 逮捕の起因となった電波広告放送業務（広告料）

件 名 電波広告放送業務（3支部対抗ガチ対決シリーズ告知

スポット等放送業務・群馬テレビ)

- 契約の相手方 株式会社三重広告社
- 契約日 平成31年 1月14日 (請書)  
(参考)  
平成30年12月22日 見積書徴取の起案  
平成31年 1月11日 契約締結の起案
- 契約金額 345,600円 (消費税及び地方消費税込み)
- 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による  
随意契約
- 履行期限 契約締結日から平成31年2月10日まで
- 仕様内容 群馬テレビにおいて、平成31年2月1日(金)から  
同月10日(日)までの間に、15秒スポットCMを5  
本、事前パブリシティ(読みパブ)の放送規格のものを  
放送する。
- 履行確認 平成31年3月12日付けで株式会社三重広告社(以  
下「三重広告社」という。)から、群馬テレビからのテ  
レビスポット放送確認書(2/1, 2/3, 2/4, 2/6, 2/9に  
それぞれ15秒間の告知CMを放送した旨を記載)を添  
付の上、345,600円の請求書が提出。
- 支払処理 平成31年3月12日起案決裁の支出命令書  
平成31年3月25日支払
- ・ 当該業務は、電波広告放送業務のうち特定のレースの売上増を目的としたスポットCMの放送であり、高グレードではないものの特色あるレースのひとつに係るものである。
  - ・ 特定のレースの売上増を目的とした電波広告放送業務に必要な予算について、事業予算編成時においては、全てのレースの予定が決定していないことから、各年度の津市モーターボート競走事業会計予算の広告料の中で、一定の柔軟性を持った広告業務の予算枠を確保しているもので、当該業務の予算執行はこの予算枠から執行されているものであって、何ら特別な予算執行ではない。
  - ・ 当該業務に係る調整、起案、契約行為等は、全て実質的には被疑者である畑が担当していた。
  - ・ 当該業務は、出場選手が群馬・東京・三重の3支部所属に限定される

レースで、群馬支部所属選手のファンの多い群馬県の媒体を活用するなど、レースの特徴や位置付けなどに照らし照準を絞った売上向上策の一つとして有効と考えるには十分であり、当時の上司は、担当であった畑が電波広告放送の新たな訴求対象を見だし、企画立案したものと理解・認識し、価格についても適正であると認識していた。

- ・ 当時の上司は、当該契約の見積徴取に係る随意契約理由に「当該業者は、群馬テレビ放送におけるスポットCMの権利規格を有している」との記載があったことから、その内容について畑に確認した上で、これまでの他のスポットCMにおいて契約の相手方が限定されていたことや、本市から遠隔地である群馬エリアの放送であったこともあり、少なくとも本市内において契約の相手方は三重広告社に限定されると推察して随意契約を行ったものである。
- ・ これらの電波広告放送業務は、逮捕事案に係る業務を含め、仕様どおり履行されていることを確認した。その上で、支払事務においても広告料の支払として適正な文書（契約関係書類、支払関係書類等）をもって支払われていることから、財政・会計部門においては何ら疑う余地のないものであったと言える。

### 3 畑充彦の勤務状況等

#### (1) 畑充彦のボートレース事業部における経歴

畑は、平成20年度に競艇事業部競艇管理課（現ボートレース事業部経営管理課）に配属後、平成21年度に同部競艇事業課（現事業推進課）に異動し、企画広報担当として、競走番組の編成や出走表作成など、広告業務とは異なる業務を担当していた。平成25年度からは電波広告業務を担当することとなり、平成27年度には企画広報担当副主幹に昇任、平成29年度の組織変更により現在のボートレース事業部に再編された以降も平成30年度まで企画広報担当副主幹として担当内の統括及び担当職員を管理監督する立場にあった。

その後、畑は、平成31年度に事業推進課調整・企画広報担当主幹に昇任し、令和3年度に同部経営管理課調整・経営管理担当主幹に異動、事件を受けて令和4年9月9日付けで人事課担当主幹に配置換えとなっている。

#### (2) 関係職員からの聞き取り結果

ボートレース事業部の現在の全職員を中心に、関係職員から畑の人物像や勤務態度等について聞き取りを行った結果は以下のとおり。なお、関係

職員等からの聞き取りは、内部統制室により引き続き継続して実施する。

- ・ 勤務態度においては、遅刻や欠勤もなく良好であり、接客態度や同僚職員との関係にも問題はなかった。
- ・ 畑が担当する業務は、ボートレース事業の性質上、本市の他の広報業務とも一線を画し、広報・周知のみにとどまらず売上増加という実質的な成果を求められる業務であり、また、一般的には放送業界特有の代理店を介した契約であったため、放送業界の通例や慣例、ボートレース事業やファンのニーズを理解した上で、受注者との放送内容等の仕様の詳細についての綿密な協議等を行うことによって、より効果的な広告につながるという業務でもあった。
- ・ 畑は、着任後、経験を積み重ね、知識や人脈を得て、同僚にとっては頼りになり、上司にとっては、よくできる職員として認識されており、職場内での自身の立場を着実に確立していったようである。

このことは、歴代の当該事業部の職員から「頼りになる職員」、「困ったとき助けてくれる職員」、「上司にとっては、新たな顧客開拓の提案や販売促進のアイデアなど、積極的かつ合理性のある提案ができる職員」など概ね同じ印象の聞き取り結果であったことから裏付けられる。
- ・ 畑の態度や経験、実績からも不自然と思う職員は見受けられず、事件後、思い返せば1人で受注者や事業者と対応することが多かったなどの証言もあったが、今回の事件については予想だにできなかったとのことであった。
- ・ これらのことから、畑は、職場での自身の立場と受注者や事業者との関係を使い分けていたものと推察するが、事業の推進と自身の利益の狭間が曖昧になり公務員として遵守すべきコンプライアンス意識が欠如して、職場で発覚し難い巧妙ともいえるやり方によって今回の事件に至ったものと考えられる。

### (3) 畑充彦に対する処分

畑が令和4年9月27日付けで起訴されたことを受け、津市職員処分審査委員会の審議を経て懲戒免職の処分が決定され、同月29日付けをもって畑は懲戒免職となった。

なお、今後の公判の状況も踏まえ、畑を管理監督する立場にあった上司、さらには、畑と同じ業務を行う中で不適切な行為等が認められた場合の他の職員の処分については、当該事件に関する決裁権の状況分析や関係職員

からの事情聴取、津市職員処分審査委員会の審議等、職員の処分に必要なプロセスを経て決定されることとなる。

#### 4 ポートレース事業部における広告業務

逮捕事案に係る契約がテレビにおける電波広告放送業務であったことから、ポートレース事業部における平成29年度から令和3年度までの5年間について、電波広告放送業務（テレビ・ラジオ）に加え、その他の広告業務（新聞、雑誌、web等）を含むポートレース事業部が行う広告業務全体の契約状況を調査したところ、その状況は以下のとおりである。

##### (1) 広告業務の契約状況

- ・ 契約総数は390件で、媒体別、形態別の内訳は資料1のとおりである。
- ・ これら390件の全ての契約において、業務は契約における仕様のとおりに履行されていることを確認した。
- ・ このうち、逮捕事案に係る契約のように、テレビ、ラジオを媒体とする電波広告放送業務は40件であった。なお、平成30年度における電波広告放送業務は10件で、うち三重広告社との契約は8件であり、これには逮捕事案に係る契約が含まれる。

##### (2) 広告業務に係る契約方法

- ・ ポートレース事業部における広告業務に係る契約は、契約の履行が媒体会社に限定されること又は媒体会社が特定の代理店を経由して広告媒体を取り扱っていることを理由に、「排他的権利の使用、他の者が有しない専門的知識及び技術等を必要とし、特定の1者しか履行できない」ものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」）による随意契約（2号随契）により行っている。
- ・ 契約総数390件のうち40件が電波広告放送業務に係る契約であるが、そのうち媒体会社と直接契約しているものが12件、代理店を経由して行っているものは28件であった。
- ・ テレビ、ラジオ、新聞における広告業務は、モーターボート競走事業開設当初の昭和27年から昭和30年代の間に開始しているが、開始当初の契約方法や相手方の選定に関する経緯は確認できなかった。しかし、ポートレース事業70年の中で少なくとも30～40年前から広告業務を代理店と契約をする形態は存在していたと思われる。

- ・ テレビ・ラジオに関しては、全国の各競走場においてその周辺の放送局の有無や規模、放送エリア、周辺人口や地域特性など様々な相違点があり、実情に合わせて契約内容は様々ではあるものの、確認する限り、本市ボートレース事業部の契約と同様に媒体会社や代理店との2号随契による契約が行われている競走場も見受けられる。

また、新聞等のその他の広告業務に関しては、全国24場の大半が媒体会社又は代理店との2号随契で、中でも、特定のレースの売上増を目的とした特別出稿は23場が2号随契を行っている。

- ・ ボートレース事業における広告業務に係る契約方法としては、2号随契により契約すること、また、媒体会社との直接契約のほかに代理店が存在しその者と契約をすること自体は、地方自治法等の関係法令に照らし、契約方法としては妥当であると言え、上記のとおり、ボートレース事業を施行する他の自治体等においても同様の形態が一般的な契約方法である。

なお、今後においては、より効果的な広告業務の在り方を検討するとともに、媒体会社と直接契約する場合と代理店と契約する場合のそれぞれの合理性についての確認を徹底するなど、再発防止にも寄与する契約方法についても検討を行う。

(参考)

三重広告社について

- ・ 三重広告社は、電波広告放送業務（県内のテレビ、ラジオをはじめ、過去においては、東海地区のテレビ・ラジオ局の津市ボートレース事業に関する広告業務）に関し当該広告媒体の代理店として契約を締結していた業者である。
- ・ 当時、電波広告放送業務においては、媒体会社と直接契約を行う場合を除き、全て三重広告社を代理店として契約を締結していた。
- ・ 三重広告社を代理店として契約することとなった経緯は不明であるが、検証作業において平成3年度時点では既に代理店として契約を行っていたと判断できる資料を確認している。
- ・ 三重広告社を媒体会社である三重テレビ放送の代理店として契約していた番組制作放送に係る業務は、令和2年1月に発生した放送事故に起因し、三重テレビとの協議の結果、令和3年度から代理店との契約から三重テレビとの直接契約に変更した。

- ・ 令和3年度末で三重広告社は廃業した。
- ・ 三重広告社は、ボートレース事業における広告業務のほかに自動車借上げ契約により宣伝・出走表配布業務を行っていた。この業務は同社のほか1社が受注していたが、社会情勢の変化、特にインターネットの普及により、その意義を検討する中で、ボートレース業界においてコンビニプリントサービスが定着し始めたことを機に、当該業務は、令和3年度限りで発注を停止している。

## 5 服務規律の保持と組織統制の強化

今回、収賄事件に至った要因は、畑が長年にわたりボートレース事業の広告業務に従事する中で共犯である酒井との繋がりが形成されていったこと、畑が逮捕の起因となった電波広告放送業務について実質的な裁量を有していたこと、そして何よりも、畑自身に公務員としてのコンプライアンス意識が欠如していたことによるものであるといえるが、これと同時に、発見が困難な事案であったとはいえ、上司が畑の実質的な裁量を許容し、組織としてのチェック機能が働いていなかったことに問題があったといえる。

当該事件は、平成30年度における行為であり、平成23年度に本市において贈収賄事件が発生して以降、平成24年に「公共工事等に係る職務上関係する事業者等との対応等に係る行動基準」及び「ガイドブック」を策定し、平成27年3月には「津市職員行動規範」を策定していたとはいえ、今回の事件発生当時、職員の服務規律と組織統制が十分であったとは言えず、ここに何らかの課題があったと言わざるを得ない。

その後、本市は津市自治会問題を受け、令和3年12月22日付けで「津市公正公平な市政の確保に関する条例」を制定し、あわせて、津市職員が遵守すべき倫理原則をはじめ禁止行為等を規定した「津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則」を施行するなど、職員の服務規律の保持と組織統制の強化に取り組んでおり、この条例が施行されている今、二度とこのような事態は起こさせない、起こさないとの決意のもと、今後はさらに、当該条例・施行規則における職員に対する職員倫理及び禁止行為等の徹底により、服務規律の保持と組織統制の強化を図っていく。

## 広告業務契約件数一覧

年度	契約形態	総数	内訳				
			テレビ	ラジオ	新聞	雑誌	web等
平成29	媒体会社	35		2	11	18	4
	代理店	39	7	1	31		
	企画コンペ等						
	計	74	7	3	42	18	4
平成30	媒体会社	30		2	8	15	5
	代理店	42	7	1	34		
	企画コンペ等	2					2
	計	74	7	3	42	15	7
令和元 (平成31)	媒体会社	39	1	2	10	23	3
	代理店	44	5	1	35		3
	企画コンペ等	1					1
	計	84	6	3	45	23	7
令和2	媒体会社	28	1	1	10	13	3
	代理店	52	3	1	41	7	
	企画コンペ等	4					4
	計	84	4	2	51	20	7
令和3	媒体会社	34	1	2	12	16	3
	代理店	37	1	1	34		1
	企画コンペ等	3					3
	計	74	2	3	46	16	7
計	媒体会社	166	3	9	51	85	18
	代理店	214	23	5	175	7	4
	企画コンペ等	10	0	0	0	0	10
	計	390	26	14	226	92	32

※ テレビとラジオの一括契約はテレビに含む。